

【 検査 】

50 HCV核酸定量の算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD023「15」HCV核酸定量の算定は、原則として認められる。
 - (1) C型急性肝炎（疑い含む。）
 - (2) C型慢性肝炎（疑い除く。）
 - (3) C型肝炎
- ② 次の傷病名に対するD023「15」HCV核酸定量の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性肝炎（疑い含む。）
 - (2) ウイルス性肝炎疑い
 - (3) 肝硬変（疑い含む。）
 - (4) 肝癌（疑い含む。）
 - (5) C型慢性肝炎疑い

○ 取扱いを作成した根拠等

HCV核酸定量は、血清中のHCV-RNA量（C型肝炎ウイルス量）を測定する検査で、厚生労働省通知*に「分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。」と示されている。

このため、C型急性肝炎（疑い含む。）、C型慢性肝炎（疑い除く。）に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

なお、C型肝炎は、C型肝炎ウイルス感染を原因とする肝硬変であり、C型肝炎と同様、当該検査は治療法の選択や治療経過の観察に有用であることから、当該傷病名に対する算定も原則として認められると判断した。

一方、急性肝炎（疑い含む。）、ウイルス性肝炎の疑い、肝硬変（疑い含む。）、肝癌（疑い含む。）、C型慢性肝炎疑いの傷病名の場合、C型肝炎ウイルス感染が原因であるか判断できず、また、上記通知の要件を満たさない。

このため、これらの傷病名に対する当該検査の算定は、原則認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について